

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十九号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百九十三人」を「二百九十七人」に、「六百九十一人」を「七百一人」に、「七千三十二人」を「七千三百三十七人」に、「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職員の定数の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、警察官以外の職員の定数は、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号で定める職員の定数に二人を加えた定数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。